

## 財務省からの回答に対する意見書

内閣府規制改革推進室 御中

平成19年12月21日  
全国青年税理士連盟  
会長 川崎賢二  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン401号  
電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国の青年税理士約3,000名により組織されている団体で、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

先般、当連盟が貴推進室に提出しました「規制改革に対する意見書」(以下、「当連盟の意見書」と言わせていただきます。)に対する財務省からの回答(以下、「回答」といわせていただきます)に対しまして、意見を述べさせていただきたく、本意見書を提出させていただきます。

### 1, 弁護士・公認会計士への資格付与について

税理士の使命は、税理士法第1条に謳われている通りであり、弁護士及び公認会計士もそれぞれ弁護士法、公認会計士法において使命を謳っている。しかし、それぞれの使命は異なるものである。

それぞれ、使命が異なるのであるから、司法試験・公認会計士試験とは別に「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験である税理士試験が設けられているのであり、司法試験・公認会計士試験も「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」する試験でないのである。

### 2, 税務官公署実務経験者に対する特権的資格付与について

次に税務実務経験者についてであるが、回答は、当連盟の意見書に対する答えには全くなっていない。税理士業務を適正に行いようかどうかは、当連盟の主張するように「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」するための税理士試験の合格により認められるべきである。

回答は、単に「実務経験等」と記載するのみで、実務経験がなぜ税理士としての資質を持っていることになるのかと言うことに対する客観的合理的な理由を示していない。

また、回答は近年の税制改正による納税義務者と税務官公署の厳しい定員事情について触れているが、税制改正に対して、国税職員の定員が追いつかないのは、国側の問題であり、納税者の代理人たるべき税理士を、無償独占の名の下に税務官公署の下請機関的に使おうと言うことを意味するのであれば、これは国家の定員が一杯でこれ以上できない尻ぬぐいを民間に押しつけようとすることを意味するのであり、国民生活の利便性に繋がるどころか、逆に国民生活への圧迫に繋がってしまう。

回答は、「税務職員に対する試験免除制度の透明性を高め、国民の信頼を確保する観点から、ホームページにおいて指定研修の実施状況、合否基準及び試験問題等を公表している。」としているが、公表することと一定の能力を検証するための試験に合格することとはまったくの別物である。

一定の能力を検証せずに資格を付与・試験免除しても、国民の利便性に繋がるどころか帰って世の中に無用な混乱を巻き起こすだけである。

そして、その混乱のつけを払わされるのはあくまで国民なのである。

最後に、財務省が税理士の業務を「税務官公署との折衝を中心とする事務」ととらえるのであれば、なおさら、自動的に資格試験を免除することは即刻廃止すべきであろう。そうすることによって、適正な税務行政に対する国民からの無用の誤解・疑念を生じることもなく、真に納税者との信頼関係を築くのにも役立つであろう。

### 3 , 結論

以上、述べてきたとおり、先に当連盟が提出した意見書記載のとおり、国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、税務官公署実務経験者に対する特権的とも言える資格付与・試験免除規定、弁護士、公認会計士に対する資格自動付与規定の存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うもので、即刻廃止しなければならない。